

「メキシコ経済省貿易細則の改正のうち、輸入自動通知制度に関する主な改正点」

- ・ 1.3.9 則（一部抜粋）：特に定めがない限り、経済省は当該決定の通知から 5 年間の間、経済省またはいかなる当局に対して虚偽の情報または偽造・改ざんされた書類を提出した代表者（その法定代理人、パートナーおよび／または株主を含む）、または経済省に対して申告した目的とは異なる目的で、経済省が発行する文書または決定書（経済省が発行する文書、登録簿、プログラム、認証、認可に関するあらゆる文書または決定書を含む）を改ざん、偽造、または使用した代表者に対して、新たな認可を発行しないものとする。
- ・ 1.3.10 則（一部抜粋）：審査途中の申請に対する確定的な決定が下されるまでは、同一の手続きについて新たな申請を提出してはならない。仮に新たな申請が提出された場合、その申請は却下される。
- ・ 2.2.19 則 A：
 - ・ IV : QR コード：QR コード読み取ることで、原本の真正性、原本の情報を確認できるもの。
 - ・ IV : 直筆署名：本人自らが直筆で記入した署名。デジタルで署名は有効ではない。
 - ・ IV : 印：発行者が文書に直接押印したもの。デジタルの印は有効ではない。
- ・ 2.2.19 則 B：
 - ・ I : ミルシート・品質証明書における製品情報の詳細：寸法、技術的・化学的・冶金的・物理的仕様（仕上げ、コーティング、鋼種、付属品、特性、形状）
 - ・ IX : 申請企業の法定代理人が署名したカルタレスポンシーバ（Carta responsiva）
- ・ 2.2.26 則 A の X（ミル登録に必要書類のうち追加されたものを記載）：
 - ・ b : 申請者の税務義務履行証明（Opinion positiva de SAT）（連邦税務総則法（CFF）32-D 条）
 - ・ c : 申請する当該製品における発行から 6 か月以内のミルシート
- ・ 2.2.26 則 B の II（鉄鋼製品輸入業者登録（RIPS）における追加項目を抜粋）：
 - ・ RIPS に登録した HS コード（商品情報識別番号（NICO）含む）の製品に関して、RIPS でのみ輸入でき、輸入自動通知を申請することはできない。ただし、RIPS で承認された残高（Saldo）を全額使用した場合は、同一 HS コードの製品を輸入自動通知で申請可能とする。
- ・ RIPS における輸入量の拡張（Ampliacion de volumen del Aviso）：
DGFCCE は、2.2.26 則 B に基づき、RIPS の有効期限が残存している場合に限り、1 回のみ輸入数量の拡張が可能とする。輸入量の拡張において、最初に許可された輸入数量に

相当する数量まで認められる。

輸入量の拡張を行うためには、輸入業者は以下の要件を満たさなければならない。

- ・ I. 鉄鋼製品の製造プロセスを行う企業であり、環境・天然資源省が定める環境インパクト評価に関する環境平衡および環境保護の一般規則第 5 条 G および、または L に規定されている事業、または活動を実施している企業に対して発行される「環境統一ライセンス (Licencia Ambiental Unica)」を有していること。
- ・ II. 以下の書類を添付の上、registro.siderurgicos@economia.gob.mx 宛てに申請書を提出すること。
 - a) 経済省貿易細則 1.3.5 則の規定に基づく自由形式の文書で以下を明示すること。
 - i. RIPS に基づき認可された現行の届出の拡張を申請する。
 - ii. ミルシートおよび、または品質証明書、ならびに拡張を裏付けるその他の情報および書類を DGFCCE が確認できるように準備し、RIPS が有効である間、要求に応じて DGFCCE 局長に提出すること。
 - b) SNICE で入手可能な RIPS の輸入量の拡張に関する Excel フォーマットに、必要事項を全て記入したもの。
 - c) 環境・天然資源省が発行した「環境統一ライセンス」。

承認された RIPS の輸入量の拡張の有効期間は、許可された日から最初に申請した RIPS の有効期限までとし、いかなる場合も延長することはできない。

- ・ 2.2.30 条 I の d : 自動輸入通知の決定通知の発行期限の変更
経済省貿易細則別添 2.2.2 第 8 項 II に規定される自動輸入通知については、10 営業日以内に決定が通知される。
- ・ 別添 2.2.2 の 7 の II (ミルシートに関する Criterio の追加項目) :
 - ・ HS コード 7206 から 7216、7218 から 7228、および 7304 に分類される製品で、材料が加工されたが、HS コードが変更されない場合品質証明書 (Certificado de Calidad) を添付しなければならない。
また、メキシコ貿易手続き单一窓口 (VUCEM) の製品説明 (Descripcion de la mercancia) に製品の詳細情報、品質証明書の番号、日付を登録し、製造者情報 (Datos de producto) に、当該鉄鋼が溶解、鋳造された製鋼所を記載しなければならない。

(出所) 2026 年 2 月 12 日付官報公布経済省決議より作成

(注) 本稿および別添資料にて提供される情報などについては、正確性、完全性、目的適合性、最新性を保証するものではありませんので、当該情報などの採否は、お客様自身の判断、責任において行ってください。本稿および別添資料での提供情報などに関連して、

お客様が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロ（および本稿提供者）はお客様に対し一切の責任を負わないものとします。